

# 強権的抑圧も軍事介入もノー、国民の手で平和的な危機打開を —人道支援と民主的選挙を—

2019年3月14日

小松崎榮

## 次第

はじめに

- I ベネズエラ問題を考えるときの視点
- II ベネズエラ国民の現状—生存権と政治的自由に関する人権問題が深刻化
- III 政府の経済の失政と政権維持の手法について
- IV 解決の道—国民を真ん中に置いた話し合いと公正な大統領選挙
- V 考察の1—絶大な権力を持つ「制憲議会」設置について
- VI 考察の2—大統領選挙と暫定大統領就任宣言について
- VII 考察の3—内政干渉と人権問題について
- VIII 26氏の呼びかけ文について
- IX 日本共産党の「主張」と志位委員長声明について

## はじめに

### 思い入れと心の痛み

私はベネズエラを2度訪問しました。首都カラカスや世界的に有名な観光地マルガリータ島をめぐり様子を見聞しました。そして、政府要人や国会議員、各界・各層の方々と交流し話し合う機会を持ちました。また、駐日ベネズエラ大使館の石川大使や職員の方々との交流や東京三多摩でのベネズエラの音楽会を4回も開催、各地での講演会なども主催をしました。

ベネズエラについては、アメリカ依存や新自由主義から脱却し民主主義を発展させて国民本位の政治を展開させるとともに、非核・非同盟運動を掲げる非同盟諸国や、CELACのリーダーとして活躍することを期待しました。ベネズエラと国民には思い入れがあります。

それだけに、現在のベネズエラにおける食料や医療をはじめとした国民のくらしの惨状や民主主義を壟断しこれらに対し抗議する国民を軍隊までつかって弾圧する政府など、国民の生存権と民主主義など人権問題が危機に瀕していることに心を痛めています。

### 国民の自主的な努力を国際社会が支え、生存権と民主主義の危機の一刻も早い解決を

私はこの事態をもたらした政権にも、この事態を理由に軍事介入をほのめかすアメリカ政府にも断固として反対を表明します。同時に、このベネズエラの危機が更にエスカレートすることで、第二のシリアのような状態（悪政に抗議して国民が決起、武力弾圧、内戦、大国や過激派を巻き込んだ戦争）にならないように、国際社会の責任と任務が求められていると思います。

国民の主権と願いを尊重し国民の自主的な努力を基本に、国連をはじめ国際社会も積極的な仲介や関与、人道支援を行い、平和的な話し合いを通して人権をはじめベネズエラの危機の一日も早い解決を心から願っています。

この私の考えや主張を理解していただくためには、まず、ベネズエラ国民の立場に立ったくらしや医療など生存権と民主主義の現状の紹介、続いてその原因を解明することが重要だと思います。特に国民の生存権

と民主主義を守り発展させることが任務のマドゥロ政権が行っている真逆の実態を明らかにする必要があると思います。

### トランプ政権に対する私の認識

これ等については以下に詳しく述べたいと思いますが、その前に私の立場を明確にする意味で、「すべての選択肢がテーブルの上にある」と軍事介入を示唆するアメリカとトランプ政権の危険な本質についての私の考えを披歴することも必要だと思います。

トランプ大統領が就任した直後の2017年2月、私は日本 AALA の HP に『**トランプ大統領とこれから**』と題するつたないレポートを掲載させて頂きました。その中で『IVトランプのアメリカはこれからどうなる』で、アメリカでは『軍産複合体』が隠然たる力をもっていることを基本として押さえることの大切さを述べました。そして、軍産複合体は必然的に「軍事的な覇権」（軍事力等を手段にして）によって支えられているとの認識のもとに、「トランプ大統領の覇権主義・排外主義」に反対し、民族自決権、互恵平等、平和共存、非核・非同盟の世界を目指して日本 AALA は努力することを訴えました。

また、メキシコ国境への壁の建設、オバマケアの廃止、TPP からの撤退、法人税の大減税、中国などとの貿易不均衡の解消、不法移民の強制送還等に代表されるトランプ大統領の政策の基本と共に、トランプの言動の不確実性などを述べました。これらはベネズエラ問題を考える時にも念頭に置かなくてはならない事だと思います。

### 国際世論と国内の正常化で武力介入を阻止

武力による覇権（主義）を抑えるには、国際的な反対世論の高まりが大きな役割を果たす事は言を待ちません。私も声を大にして軍事介入反対を叫びます。同時に、ベネズエラ「政府」は、外部からの武力介入を許さず国民を守るために努力する必要があります。

それは目には目を、歯には歯でなく、武力介入の口実を与えない国内状況をつくることです。具体的には国民の団結の強化、政府への確固とした支持を確立することです。そのためにも、国民への強権的な抑圧をやめ、民主主義を守り国民の声に耳を傾えて国民の暮らしや民主主義を守り発展させることが不可欠です。

### 国民主権を尊重し、人道支援と民主的な選挙の実施を

最期に私の具体的な提案を申し上げます。それは「国民主権の尊重を前提に、国民の願いと自主的な努力を基本に、人道に基づく食糧と医療の国際援助を早急に行ないながら、民主的で透明性のある大統領選挙の実施と国会の機能回復をはかる」という事です。

最期に、私はこの「レポート」に先立って1月25日と2月24日にベネズエラの現状と問題などについて思いをまとめ何人かの方に読んで頂きました。その後、1月30日の日本共産党の機関誌・赤旗「主張」が発表され、2月22日の志位委員長声明が出ました。今回の「レポート」を含めて、主旨は同じであることを明らかにしておきます。

## I ベネズエラ問題を考える時の視点

### 1. 国民の日常生活と声をリアルに掴み、自分の身に置き換えて理解する

ベネズエラ問題を考える時、最も大切な視点は「国の主人公」である国民の置かれている緊迫した状況に視点を向け、しかも自分の目線から論ずることだと思います。

つまり、第一に、**国民の日常生活の状況を見て、国民の切実な声と願いを把握**することから始める必要があることでしょう。

ベネズエラ国民は命（生存権）と民主主義の危機の状態にあることは、現地や隣国に入った多くのマスコミ報道や、現地からの SNS などでも明らかだと思います。月給が卵 60 個で消えてしまう 1000 万% という想像もできないハイパーインフレ、安心した老後の生活どころか、三度の食事もまともに食べられない、病気になってもまともな医療を受けられないという**命に係わる**事態なのです。

また、国会の権能を無力するなど憲法や民主的手続きを踏みにじり権力維持につとめるマドゥロ「大統領」派は、このくらしの状態や民主主義破壊への抗議に対しては軍隊まで動員して弾圧しています。このくらしと民主主義の状態はまさに**生存権をはじめ人権の危機**そのものだと思います。

この状態を基本的には国民の手で一日も早く平和的に解決しなくてはなりません。そのためにはこのような情勢を招いた真の原因は何か、外国の干渉も含めて国民を守る政府の責任はどうなっているかに視点を当てる必要があると思います。

第二に、**自分をベネズエラの国民の立場に重ねて論じる**ことだと思います。このような状況に自分が置かれた時、自分はどうか、何を願い、どう行動するかと言う事です。そうでないと、ともすると遠い国の顔も見えない国民のことだけに痛みを実感できずに抽象的な理論上の論議になりがちだと思うからです。

## 2. ベネズエラ国民も私達も願いは同じ

### (1). まずは、平和な下で安心して働きくらせて人生を全うすること

私も含めてこの世に生を受けた人々は、平和な下で安心して働き、食べ、必要な医療を受けられて健康を保持し、老後の社会保障が確保されることを第一願っていると思います。日本でのあらゆる世論調査での国民の願いは、くらし、医療、社会保障が最上位に並びます。

それは誰でも生を受けた以上は、人間らしく生きて人生を全うすることを切望するからです。自分の信念に命を落とす崇高な人もいますが、その人もできれば生きて信念を貫きたいと思うでしょう。この当たり前のことが満たされない状態を“人道危機”というのでしょうか。

### (2). 自由と民主主義のもとで人間らしく生きること

前述のように人は生きることの保障をまず望みます。同時に、人間は「考える葦」とも言われています。食べるだけでは人間らしい生き方とは言えないと思います。ですから、人類の進歩と相まって、願いは心の問題にも広がります。自由と平等、民主主義。良い環境などを求めます。

## 3. 政府も国際連帯もこの国民の願いをかなえるために存在

### (1) 国民を食べさせることが出来ず、国民に銃を向ける政府は退場しかない

政府は、まず、国民の命と健康、くらしと安全を守るためにあると思います。それができないどころか、その実現を求める国民の願いや抗議に銃口を向け弾圧するような政府は存在する価値がありません。

政府が国民の願いのために努力するようにタガをはめるのが憲法であり、それを守れと行動することは国民の基本的な権利です。国民を食べさせられず、国民に銃を向ける政府は存在意義がないだけでなく、断じて許せません。退場するしかありません。

私達は今、消費税値上げや嘘とごまかしの安倍内閣の退陣を求めて運動を進めています。ベネズエラ国民の気持ちが痛いほどよく分かります。

### (2) 願いは「世界人権宣言」に結実し、国際連帯で実現をめざす

これらの国民の願いが大きく侵害されることを“人権の危機”と呼ばれています。この国民の願いの実

現や人権の危機の克服は、個人や国の努力だけでは困難な場合は、国際連帯が希求されます。民族自決権、内政不干渉、平和共存、互惠平等を踏まえつつ、もう一つの国際連帯の大本もここにあると思います。人権の擁護のための国際連帯は広がり進んでいます。具体的は、国連憲章は言うに及ばず、後に述べますように「世界人権宣言」となり、冷戦後は更に発展しています。

## Ⅱ. ベネズエラ国民の現状—生存権と政治的自由に関わる人権問題の深刻化！

### 1. ベネズエラ国民の命と暮らしはどうなっているのか？

#### (1) ハイパーインフレ

- ・今年(2019年)は1000%と予測(2019年1月、IMF)
  - \*私達は2%の消費税アップでも生活は大変なので反対運動を展開しています。ベネズエラでは1円で買える物が、1年で10万円になるのです。
- ・店では価格シールを日に3、4回張り替える(18年1月28日東京新聞)
- ・5人家族の食費は月144万ボリバル。1か月の最低賃金は、9万ボリバル(18年4月朝日)

#### 参考 この現実を日本に当てはめると？

若し老後のために爪に火を灯すようにして仮に1000万円の貯金をしていても、100円の価値になるのです。

(日本の家庭の貯蓄額は2016年度の厚生労働省調査では、一般家庭は1000万円 高齢者家庭は1300万円)

#### (2) 貧困、食糧不足、医薬品不足と医療現場の荒廃—人道危機状態

##### ①食糧不足

- ・人口の61.2%は極貧状態(国連人権高等弁務官事務所)
- ・人口の90%が食料を買うだけの収入を欠いていることが原因で、全世帯の80%が食糧不足の恐れがある。また、水、食糧、交通手段がないなどの原因で、毎日学校に通える子どもは全体の半分にとどまっている。ベネズエラ中央大学、シモン・ボリバル大学など3大学の調査による。(19年3月1日 AFP)
- ・国民体重が、2017年に11kg減る 16年は8kg減(18年2月 ロイター)
- ・ベネズエラ難民の年齢別体重は、平均して4~5キロ軽い(国連難民高等弁務官事務所 HP 19年3月13日)
- ・食事がまともに食べられないで、栄養失調が蔓延
  - \*1日に2食(18年2月 ロイター)
  - \*この2年間、食事は日に1回と訴える女性(19年3月8日朝日電子版)
  - \*10か月の乳児に、干しバナナの粉にして水に溶いて飲ませる(同上)
- ・高くて買えない・・・田中龍作氏のTwitter(19年3月5日) —最低賃金を月約6ドルと推定

トマト2ポンド(900グラム) = 50セント

ジャガイモ 同 1ドル

チキン 同 1ドル28セント

チーズ 同 20ドル62セント

卵 30個 3ドル2セント

このほかに主食の穀物、家賃、光熱費、水道代など基本的な経費がかかる、

## ②医療危機—病気になっても医療が受けられない、薬がない

- ・血圧の薬1箱が月の最低賃金に相当（国連人権高等弁務官事務所）
- ・2010年以降、5歳児未満の乳幼児の死亡率が急上昇（2月22日の東京新聞社説）
- ・医師の証言「医薬品不足で救える命も救えない」（18年4月朝日）
- ・期限切れの麻酔薬、水がでないので手術ができない（19年5月 田中龍作氏）
- ・ブラジルで出産—ブラジルのポアビスタ（人口27万人の年）内の病院でのベネズエラ人の出産件数17年は566人、18年上半期で571人（18年8月朝日電子版）
- ・医師や医療関係者が国を脱出し

## ③インフラなど日常生活

- ・電気—停電は日常的
  - \* 停電でエレベーターが停まり、助けを求める叫びがしばしば（現地 Titter）
  - \* 19年3月7日からの全国的大停電の影響（原因は論争中ですが、この停電で露呈した問題）  
長期的な経済危機で病院に非常用電源がないなどで人工透析、人工呼吸が受けられず多くに人が死亡。今回は水力発電の機能停止によるが、カバーする火力発電所はメンテナンスが出来てないなどバックアップ体制が出来てない。そのために病院以外に、地下鉄が動かない、給水ができない、冷蔵庫が機能しないので食糧が腐敗、買い物をしてカード決済できないなど日常生活に重大な影響が出ている。  
（19年3月11日 日経新聞電子版他数）
- ・給水設備の不備で水不足が深刻

## ④国から脱出

- ・国からの脱出 現状300万人、年末までに500万人（19年1月30日 赤旗「主張」）
  - \* 人口は3200万人。仮に日本で10%と言うと、1200万人になる。
- ・海外脱出は340万人（19年3月9日 NHK）
- ・国連難民高等弁務官事務所は、ベネズエラの難民に基金をインターネットで訴えている。
  - \* 2018年には毎日5000人が南米とカリブ海諸国に渡ったと説明。  
理由は、政情不安と暴力行為、食糧や医薬品、生活物資不足  
19年2月現在、コロンビア110万人、ペルー50.6万人、チリ28.8万人、エクアドル22.1万人、アルゼンチン13万人、ブラジル9.6万人。

## (3) 治安の悪化—様々な報道があるが体系的なので日本外務省の資料を掲載

- ・国際線の廃止や運休—2014年以降、治安や安全を理由に運休した航空会社は、エアカナダ、アリタリア、GOL, TIARA、ルフトハンザ、LATAM、アエロメヒコ、ユナイテッド、アビアン、デルタ（19年3月8日現在）
- ・世界で治安が最も悪い国の一つで、殺人や強盗など凶悪犯罪件数が高水準のまま。  
誘拐されても警察に頼まずに、自分で金を払って解決する。警察官が誘拐犯と共謀している場合が多いから
- ・大統領府周辺のカディア地区は、国家警察等の治安機関も立ち入ることができない状態。
- ・マルガリータ島（16年には非同盟諸国首脳会議が開かれた島で小松崎も参加）は、比較的治安の良かった地域だったが、経済の悪化により物資の不足が加速し、停電や断水が頻発しているほか、外国旅行者が強盗事件の被害にまきこまれるケースが増えている。

（19年2月27日付け、外務省 海外安全ホームページ 危険情報詳細より）

## 2. 軍を背景にした強権による民主主義破壊と人権弾圧

### (1) 一連の民主主義の壟断（詳しくは後述）

- ・ 2015年12月 国会議員選挙—内外共に有効とされた選挙で野党が多数（3分の2以上）
- ・ 2016年10月 大統領罷免の国民投票の手続きを選管が強権的に中断
- ・ 2017年7月にマドゥロ大統領は強権的かつ非民主的（「国民投票」もせずに）な方法で、「制憲議会」をつくる。そして国会の権限を奪う。
- ・ 2018年5月に「制憲議会」がおぜん立てし、不法・不当な方法で大統領選挙を実施  
\*これについては後に詳述します。その経過や現状などを見る時、日本でこのようなことの一部でも起きたら「合法的」と容認するだろうか？

### (2) 軍隊などによるデモ隊への発砲や様々な弾圧—政権維持は軍頼みとも言われている

#### ①国連人権高等弁務官事務所（弁務官個人でない）の報告

- ・ 15年7月～17年3月の間に治安部隊が手を下した死者は505人(検察庁発表)
- ・ その後、17年8月5日に「憲政議会」は検事総長を解任

#### ②アムネスイ・インターナショナルの報告（東京新聞）

- ・ グアイド氏が暫定大統領就任宣言前後の5日で反政府参加者が少なくとも41人が射殺され、900人以上が拘留された

#### ③特別警察（FAES）などの監視と弾圧（19年2月28日赤旗）

- ・ 国家警察特別行動部隊（FAES）による弾圧
- ・ マドゥロ政権支持の武装集団「革命的トゥパマロ運動」の密告などの活動（他の研究者も報道）

### (3) 腐敗・汚職—軍や与党に特権

#### ①東京新聞—（2月24日 伊高浩昭氏のコメントなど）

- ・ ベネズエラの混乱の背景に、石油輸出に依存した経済政策の失敗、2015年末の国会議員選挙で野党圧勝後の政治停滞がある。
- ・ 食糧は与党の統一社会党員に優先的に安く配給され、医薬品も足りない。
- ・ 政権を支える軍関係者の重用や政治汚職・・・そのことで国民の不満が募っているとしている。

#### ②「政権を没落させるマドゥロ大統領の親族政治と腐敗（東亜日報 19年2月16日）、

**参考** これらベネズエラの現状の報道を一部の方は、フェイク呼ばわりしています。これについては後述しますが、これに対してベネズエラ在住の方から現状を訴える SNS が沢山発信されています。ベネズエラ在住の日本の女性の Twitter より。

■私はただのベネズエラ在住です。自分の身の回りで起こっていることを記録しているだけです。日本の快適な環境で平和ボケしている思想家や活動家と論議するつもりは一切ありません。

■個人の思想は自由です。キューバやチェゲバラが好き、社会主義を支持している、反米、反主義 etc・・・それは個人の自由なので否定するつもりはありません。ただ、今ベネズエラで起こっていることを否定したり、苦しんでいるベネズエラ国民を嘘つき呼ばわりするのはやめてください。

## Ⅲ 政府の経済の失政と政権維持の手段について

### 3つの原因で経済危機が深刻化

世界最大の石油埋蔵国であり、豊かな自然資源と広い国土。3000万を超える人口など、どれをとっても経済発展には恵まれた状況にあります。その中で現在の深刻な経済危機は驚きです。

その原因をもっぱら「アメリカの制裁や経済封鎖」と「石油価格の下落」にあるとの主張があります。しかし、それは極めて一面的な見方だと思います。私は発展途上国に見られる植民地時代など過去の負の遺産、政権の失政、そして「覇権」を求めるアメリカの経済的ないやがらせがあると思います。

過去の負の遺産については、1970年中ごろまで石油の輸出で豊かな国でしたが、私はその時代もその後も植民地時代の負の遺産が継続されていることは間違いないと考えています。

アメリカの経済封鎖などはどうでしょうか。新自由主義やアメリカ依存からの脱却を掲げたチャベス大統領と政権による石油企業の国有化等に対し、中南米をアメリカの裏庭と考えているアメリカはさまざまないやがらせ、経済制裁を行ってきました。特に、2017年8月の「制憲議会」設置に対しては、「米国民や米国組織は国の内外でベネズエラ政府への融資禁止、国債やPDVSA債の取引禁止を」など金融制裁を始めました。その影響は軽視できないと思います。

しかし、それを考慮に入れてもベネズエラの国民の危機は、ベネズエラ政権の失政に大きな原因と責任があると思います。

#### 1. 経済危機の最大の責任は政府の失政—外国の制裁などに転嫁できない

##### (1) 原油の収入を国民に還元する事に喝采

1914年に石油が発見されたベネズエラは、その後、原油の輸出で豊かになりました。特に1970年代の半ばまでは、アメリカの経済発展と歩調を合わせる様に原油の輸出でめざましく経済が発展しました。その後1982年に大きく価格をあげた原油の価格は、その後下落に転じました。そして1999年には底になりました。ベネズエラは経済的に困難になり国民の生活は困窮し、更に新自由主義の洗礼を受けました。当時の政権に対する国民の怒りは大きくなりました。

その1999年末にチャベス大統領が誕生しました。その後、幸いに原油価格は上昇に向かいました。2000年初頭に**1バレル20ドル**の原油は、2008年に7月には**147ドル**になりました。チャベス政権は、この原油の輸出で得た資金を国民の社会政策に回し、国民の支持を広げました。

私は「石油の利益を、特定の階層でなく、国民一般に還元することは良い事だ」と喝采を送りました。しかし、それとは別に経済政策全体が見えなかったのは、経済に疎い私の不明でありました。

##### (2) 石油に過度に依存し経済合理性をなおざりに—原油価格の下落で経済政策の失敗が露呈

###### ①原油価格の下落だけでない

確かに2008年に最高値をつけた原油は下降線をたどりました。2014年にはチャベス政権発足時に近い**1バレル25ドル**まで低下しました。しかし、その後、原油価格は2014年の1バレル25ドルから、現在、その2倍まで上昇していますが、国民のくらしと経済危機は深刻化しています。なんとGDPの下落は、18年度は約-15%です。

また、世界には原油の輸出に頼っている国は幾つもありますが、ISの跋扈や武力侵攻をされた国を別にして、現在のベネズエラのような状態の国はありません。

原油価格の下落と歩調を合わせるように経済危機が深刻化しました。しかし、その後、原油価格が上昇に転じても逆に危機は深刻化し、経済政策の脆弱さを露呈しはじめました。

## ②産業を育成せず、食糧も生活必需品も医薬品も輸入に頼る

私は第一の失敗は、国の財政を原油輸出の収入に過度に依存して、他の産業への投資や育成をなおざりにした事だと思います。その結果、食糧や生活必需品、医薬品などは輸入だのみになってしまいました。

また、社会インフラの整備や拡大への資金投入もなおざりされたために、上下水道、電気などのインフラが老朽してまともな供給が出来ない状態です。電気や水道は自国でつくり供給するものですから、なおのこと経済制裁を理由にはできません。

外貨収入の90%を占めると言われる肝心の石油産業についても、施設の整備や近代化もなおざりにされました。また、石油公社(PDVSA)の人事に見られるように適材適所の人材より政治的な思惑を優先した配置で運営に悪影響が出ています。その結果、原油の価格が上昇しているのに、施設・設備が老朽化し産油量は年々減少する始末です。

私は石油以外の産業育成が大切でないかと、駐日ベネズエラ大使にもベネズエラでお会いした元副大統領のエリアス・ハウア氏も、青年同盟の方々にも質問しました。その方々は現在努力中との趣旨の返事をされていました。

## (2) 性急な国有化と価格統制と配給制度で投資や生産意欲を削ぎ、悪循環に

### ①性急な国有化

何を国有化するかの選択は時間をかけて関係者や国民の合意のもとに実施しないと上手く行かないと思います。長い間、資本主義下にありそれになじんで来た国民の意識もさることながら、経済人・商売人はどうせ国有になるならと投資を抑制します。結果としてものづくり産業は育たず、物不足の大きな原因になっていると指摘されています。

### ②価格統制と配給制

価格統制と配給制度も同じだと思います。物資不足とインフレ対策としての窮余の方策だとしても、国によって価格が統制され安く売る事になるとどうなるでしょうか。生産者は造っても利益が上がらないし、赤字になる可能性もあるとなれば、生産を控えるとか止めてしまいます。結果として物不足になります。また、富裕層相手に法外に高い値段で日用品や食料を売る闇市が繁盛することになります。SNSにも闇市で物資が積まれている写真が投稿されています

配給制はどうでしょうか。政府の手で安く食料品などを家庭に届ける仕組み(CLAP)にも功罪があると思います。高くて食料も買えない国民にとっては最後の砦だと思いますが、経済原則からするとどうでしょうか？普通は働いて収入を得て、自分で市場や商店に行って欲しい物を手に入れる。商店主は沢山売って儲けるために、懸命になり良い商品を安く仕入れる努力するものでしょう。しかし、その市場や商店を抜きに必需品が家庭に入るとなると、市場や商店の機能は衰退することになります。

多くにマスコミや研究者も価格統制と国有化で生産や販売意欲を削ぐことを指摘しています。(東京新聞、アジア経済研究所坂口安紀氏など)

## (3) 内外の信用を失墜する財政政策—資金不足を紙幣の増刷と対外債務で賄う

2017年の原油生産の減少は6年連続です。16年比でも13%減少しています。28年ぶりの水準に落ちました。その結果として原油輸出の収入減になります。生産意欲の減退や生産設備の老朽化、購買力の低下などでGDPの大幅な低下を招いています。

政府は収入減を手っ取り早く補うために、ボリバル紙幣の増札や対外債務に依存しています。財政赤字を補う

ために裏付けのない通貨の増刷を繰り返すことは、当然にインフレの原因になります。外国からの資金融資は、石油会社の権益の譲渡などの引き換えにしてロシアと中国に依存しています。しかし、それにも限界があり返済も滞りがちです、また後述しますようなその他の要因が重なりデホルトの危険性も高まっています。

その結果、ハイパーインフレだけでなく信用を失墜した自国の通貨代わりにドルを求めて国民は奔走しています。ドルでないと物を売らない店も出ています。2016年にベネズエラを訪問した時、私もその場面に会いました。

\*闇市で13年に1ドル24ボリバルが、17年7月に1万ボリバル以上（17年8月朝日）

## 2. 政権維持の綱渡り一国民を飢えさせ、銃を向ける政権は崩壊する

政府は失政を認めて国民の願いに応じて民主的な手続きで、危機打開に務めるのが常道でしょう。しかし、国民の切実な声や抗議を強権で押さえると共に、憲法を踏みにじったり、不当な措置を講じて権力の維持を図ってきました。権力は維持できても失政の改善はなおざりになり、そのことで国民の生存権や民主主義の危機は一層深まっています。そして国民の抗議行動は激しくなり、政府はそれを弾圧し、それに国民は抗議をすると悪循環になっています。

国民の願いに応える対応をしておれば、国民は一時的に暮らしなどで困難があっても政権を支持すると思います。2002年4月11日 軍部はチャベス大統領に対してクーデターを起こしました。しかし、国民の大きな支援で失敗に追い込んでいます。

### (1) 軍隊、「愛国カード」、中・ソ頼みの「3種の神器」

アジア経済研究所のメンバーでベネズエラ担当の坂口安紀氏は、マドゥロー氏が政権を維持して来たのは、軍の支持と食糧配給（CLAP）によると見えています。この見方は大方のマスコミや学者・研究者の認識になっていると思います。私は加えて、切迫する財政危機への融資などでの中・ロ依存を加えたいと思います。

特に、軍が離れたらマドゥロ「大統領」派は崩壊するのではないかと見られています。今、軍が離反するかどうかなど軍の動向に世界の関心が集まっています。それに関して、ロシアの武器援助や共同の軍事訓練は良く知られていますが、19年1月25日のモスクワ＝共同のロイター通信社は、「過去数日間に、ひそかに（ロシアは）雇い兵部隊をキューバ経由で送り込んだ」と報じています。

#### **参考** ■ 「ベネズエラ—破たんする経済と権威主義化する政治」

エクトロ・ブリセニョ ベネズエラ中央大学開発研究所  
坂口安紀 ジェトロ・アジア経済研究所

迫害と社会的コントロール

- ① 主要反政府派政党は、活動を禁止され、それ等のリーダーは迫害されている
- ② その多く（国会議員）が獄中にある
- ③ 1500万人が愛国カードを所持
- ④ 大半の国民が同カードを使った食糧配給に依存

#### ① 軍隊について

国民の批判や反政府の街頭活動に対し、軍や治安機関を動員し発砲までして抑え込みをしている様子は映像で明らかです。しかし、軍人も同胞に好んで銃を向けることはないと思います。恐らく一般の兵士は上官の命令にやむなく従っているでしょう。

一般の兵士や家族もハイパーインフレで苦しんでいるのは想像に難くありませんが、一方で、軍の高官や

政府与党関係者には優遇策が与えられていることが報道されています。しかし、政府財政は切迫しており、CLAP の資金や軍人への特別優遇策をする資金が不足する可能性も報じられています。そうすると軍隊の掌握が困難になり、また、配給制度が故に政府支持、ないし政府批判を手控えている国民をつなぎとめておくことが困難になると見られています。軍の上層部は、現在はマドゥロ氏に忠誠を示しているとの報道と共に、SNS で匿名の軍人が、今の所は軍上層部のマドゥロ「大統領」への忠誠は揺いでいないが、兵士の80%は反政府だと発信しているのも見ました。

## ② 配給制度 (CLAP) と「愛国カード」について

前述のようにベネズエラには特有の配給制度 (CLAP) があります。軍部や与党など一部の特権者は別にして、国民はもの不足とハイパーインフレで、市場で買い物ができません。このままでは餓死してしまいます。それを少しでも克服し生き延びる唯一の方法として CLAP という政府の配給制度に頼っています。

前に述べたように、政府が食料品などを安い公定価格にして、市場や商店を通さずに政府の「関係者」が各家庭に直接届ける制度です。1500万人 (人口の約半分) が政府の配給を頼りにしています。

同時に、この制度は政権に国民をつなぎとめる役割があります。この配給で使うのが「愛国カード」です。若し政府により「愛国カード」を取り上げられたら、配給品も手に入らなくなり文字通り餓死してしまいます。この結果、益々市場の機能が衰退し、闇市場が広がって行きます。

Twitter には「CPAL とは、価格統制された食料品の小売システムの崩壊を受け、人々に店に食べ物を買に行かせるのではなく、家庭に食べ物を届けるために与党が組織した地区委員会である」との呟きもあります。

## ③ 財政状況—デホルトの恐れが現実

チャベス政権の末期に中国から借入した資金や国債、石油会社 (PDVSA) の社債の返済が莫大になっています。国債と石油会社 (PDVSA) の社債の残高は600億ドルで、1年の返済額は外貨準備高とほぼ同じ100億ドルになると言われています。(アジア経済研究所坂口安紀し)。すでに中国やロシアからの借入金の返済は一部繰り延べも始まっています。加えて石油会社を国有化した時の補償金の支払いも求められています。

これまでも国民の食料品、日用品、医薬品の輸入に使うべき外貨を減らし、対外債務返済のために回されて来ましたが、益々、外貨不足で国民の必需品の入手が困難になります。

更にトランプ大統領は、17年に「憲政議会」の設立を強行したとして、アメリカの企業に対して石油会社 (PDVSA) への融資などを禁止しましたが、ここに来て米国以外の国に対してもそれを要求するなどの制裁を強化しています。

ベネズエラ国民の命をくらしがどうなるか心配です。一刻も猶予はできません。国際的な人道支援が強く求められます。

# IV 解決への道—国民を真ん中においた話し合いと公正な大統領選挙

## 1. 政権側が議会で少数派になる事や政権交代は良くあること

2015年の国会議員選挙で野党が3分の2以上を取り、政府の思うような政策運営が困難になりました。このようなことは議会制度が機能している国ではよくあることです。現在、アメリカでも下院は野党が多数になりトランプがめざす国境の壁の予算などの思うように取れなくなって悪戦苦闘しています。

一般にこのような時は、野党などの反対や妨害に知恵を働かし民主的な手法で粘り強く対応して政策を

進める努力をします。また、国民の審判を真摯に受け止めて、これまでの政策や運営を反省し国民本位の政策に転換することも必要でしょう。状況によっても信を国民の問うことや政権交代も必要になります。

下野した場合は、政策や運営を練り上げ支持勢力も拡大する努力をし、次の選挙での挽回を図ることが常道であると思います。中南米の幾つかの国でもその経験はあります。また、日本でも逆の例になりますが、民主党政権を倒して自民党が政権に返り咲いています。

## 2. まず、大統領選挙。そして国会の権能回復と5権分立の確立を！

国民が三度の食事ができ、赤ちゃんにミルクを与え、病気になったら医療機関にかかれるといった当たり前の暮らしを回復すること、自由に要求や意見が言えること、安全にさせることは三位一体の最優先の願いでしょう。

この国民の願いに応えるには、まず、国民の合意の下で手続きを含めて公正で透明性のある大統領選挙を実施し国民から信頼される国のリーダーをつくる事が肝要だと思います。後述するようにその声が大きく広がっています。そして、制憲議会を解散（任期を2年としているが）し、国会を正常化すること、最高裁を含めて文字通り5権分立の原則を確立することが必要でしょう。

この過程では国際組織の仲介や関与が必要になると思います。勿論、アメリカの軍事介入は絶対に反対であることは再度明確にしておきます。なお、マドゥロ氏も、バチカンなどに仲介を要請しているようです。

## 3. 大統領選挙に反対するマドゥロ氏—国民の願いに背を向け出口なき危機と武力介入の口実までつくることになる

しかし、マドゥロ大統領は、国会があるのに「制憲議会」を強行し国会の権限を奪う暴挙に出ました。その時点で、国民の信頼や国際的信頼は失墜したと思います。その後の大統領選挙も同じシナリオの上にあると私は見えています。そして、いま、国内外から「民主的で透明性のある選挙を！」の声が挙がっているのに、頑なに拒否をしています。これでは真摯な反省や改善の機会を逃し、国民の苦しみを更に長引かせ国際的な批判を呼びます。更に、国民の抗議の広がりや混乱を助長し、自身が「米国のしかけている」と非難している米国に塩を投げるような事になりかねません。

## 4. 大統領選挙を「やり直すしかない」、「やり直せ」の声の高まり

大統領選挙のやりなおしについてマドゥロ氏は反対していますが、マドゥロ氏支持者も含めて大統領選挙をやり直せとの声は大勢になりつつあります。

- **リマグループ**は「正統な機関が行う自由かつ公正な選挙の実施を通じて、早急にベネズエラの民主主義を再確立する」と共に「武力行使ではなく政治・外交的手段を通じて平和的な移行プロセス屈の支持を改めて表明する」としています。
- **ベネズエラのチャベス大統領時代の閣僚6人**が宣言を出しました。そこでは与野党勢力に対して「大統領をはじめすべての権力が辞任し、新たなプロセスを遅滞なく実施する」ための対話を呼びかけています。（19年1月30日赤旗）
- **14か国・機関閣僚級会議**が、「自由で透明かつ信頼に足る大統領選挙」の早期実施」をなどの共同声明を出しました。
- **新疆ウイグル自治区の批判を内政干渉と反論している中国政府**は、「自由で透明かつ信頼に足る大統領選挙」の早期実施を促す上記の声明を支持する談話をだしました。
- **主な内外のマスコミ**も、大統領選挙の必要性を要求しています。

\*東京新聞の2月22日付の社説では「人道危機も深刻だ。事態收拾の第一歩として公正な大統領選挙を早く行う必要がある」としています。

また、ジャーナリストの伊高氏も東京新聞の取材のコメントで、大統領選挙の必要性を述べています。

## V 考察の1—絶大な権力を持つ「制憲会議」設置について

### 「制憲会議」設置の憲法に沿ったプロセス（特に国民投票）の欠如

2015年12月の国会議員選挙後、最高裁を使い国会を形骸化（国会の権能を最高裁に「委譲」など）して来たマドゥロ大統領は、それで飽き足らず「制憲議会」設置を17年5月1日のメーデー席上で発言。これに内外から、民主主義の破壊と、混乱解決どころか更に深めるなどの批判の声が挙がりました。しかし、それを強行しました。一部に17年12月に国民投票をすとの観測があったがそれもせず、もっぱら強権政治の道具にしています。

#### 1. 経過—15年12月の国会議員選挙で与党が敗北した以降の異常な運営

##### ■国会議員選挙で野党が三分の二を獲得と選管の大統領罷免手続き中断

15年12月 国会議員選挙で野党が167人中、112人の議席を獲得。3分の2（67%）以上。

\*マドゥロ大統領は、最高裁を使い国会の形骸化を始めました。例えば、国会で成立した法律を、違憲の恐れありとして最高裁に送り、最高裁が違憲判断を下す形です。

15年12月 最高裁は、**反政府議員3人を選挙不正**があるとして議員就任を認めないと宣言。  
野党が強く反発

16年 1月 国会を開催するために、ひとまず3人問題を除く164人で国会を発足  
7月 反政府議員3人は宣誓して国会に復帰

10月 「大統領罷免」の国民投票に必要な有権者1%の署名を選管にて提出。

10月20日 最高裁が大統領罷免の国民投票の手続き停止を命令。

##### ■「3人の国会復帰」を国会形骸化の口実に使う

最高裁はこの3人の就任を認めないと最高裁決定を尊重しない限り「国会は法的有効性」をもたないと宣言。以後、マドゥロ大統領と最高裁は、「国会の権限を無効化し、最高裁が代替する」として実質的に国会を形骸化しました。

例としては、憲法第187条（国会の権限）で予算案の審議は国会の権限なのに、16年10月 マドゥロ大統領は予算案を国会でなく最高裁に出させました。更に、これも憲法237条で国会にだすことになっている前年度の年次報告を、17年1月に国会でなく最高裁に出しました。

##### ■最高裁が国会の権限を引き継ぐと宣言

17年3月、最高裁が国会の立法権限を剥奪し、権限を最高裁憲法法廷に引きつぐと宣言。オルテガ検事総長など政府内部、野党、国外からの懸念と批判が沸騰。マドゥロ大統領数日で撤回。政府批判の大規模抗議デモなど頻発し、7月8日までに100日連続する。また、総選挙の要求の声が高まりました。その中で、120名を超える犠牲者が出ました。

##### ■マドゥロ大統領が「制憲議会」設置を強行

17年5月 1日 マドゥロー大統領が新憲法をつくること、そのために「憲政議会」選挙実施を公表

5月 6日 憲政議会選挙招集決定

7月16日 制憲議会反対の非公式「国民投票」を反政府側が実施。

\* 750万人が投票。710万人が反対。

**7月30日 制憲議会の議員を選ぶ選挙を実施**

主な野党は憲法違反だとして選挙そのものをボイコット

\* 全議席545がマドゥロ政権側(統一社会党)。投票率42%

マドゥロ大統領が議会成立宣言

8月 3日 野党幹部拘束

オルテガ検事総長に搜索命令

8月 4日 制憲議会発足 次のことを満場一致で決める

・制憲議会議長選出

・任期は2年とする(チャベス大統領の時は6か月)

・国会から立法権の剥奪し、国会の権限を引き継ぐ

・憲法改正を進める

8月 5日 オルテガ検事総長罷免

**8月18日 制憲議会が国会の権能(立法権など)を、「国民投票」もせずに一方的に剥奪。国会の事実上無効化。**

**シオルアメリカが金融制裁**

18年 3月 8月から通貨を1000分の1に切り下げると宣言

## 2. 憲法違反の「制憲議会」設置—国民投票はじめ必要なプロセスをとってない

「制憲議会」設置までのプロセスに関しては設置について誰が「発議」するかの規定はありますが、その他のプロセスや必要な規則などは条文に明記されていません。これは後に詳しく述べますが、「制憲議会」は絶大な権限を持つだけに、憲法改正かそれ以上の重要な権限を持つだけに、最低でも憲法改正などで行うプロセスなどを経るのが当然だと想定されているからと思われます。

しかし、マドゥロ大統領は条文にないことを悪用して、与党勢力に都合の良いよいようなプロセスと規約をつくり設置を強行しました。文字通り憲法違反の暴挙です。

(1) **憲法では大統領の権限は「発議」だけ。制憲議会が持つ権力の本来の受託者は国民であるので、国民の了承(「国民投票」)なくして議会開設の決定はない、**

憲法第347条で、制憲議会が持つ権力が審議したものを受託するのは国民であると明記してあります。制憲議会で審議する内容は3つです。同時に、第348条で、「招集」を「発議」できるものを示しています。

つまり、招集の発議は複数者・機関ができますが、その結果を受託するのは国民です。従って、国民の承諾なくしては意味をなしません。ここに「国民投票」が不可欠であることの根拠があります。

\* 憲法347条、348条などの条文は、次頁に掲載してあります。

(2) **憲法には「発議者」が誰かの規定以外には、決定までのプロセスの規定はない。**

**—憲法改正などと同じプロセスの規定を踏むのが前提—**

憲法には招集の発議の規定(第348条)と、制憲議会で審議し決定したこと誰にもさまたげられない(第

349条)との規定はありますが、発議後から決定までのプロセスの規定はありません。

これは繰り返しますが、制憲議会で審議する3つの内容は重要度が憲法の修正や改正と同じか、それ以上なので、憲法改正のプロセスの規定を踏むことは最低限と解されます。

### ■「制憲議会」の設置などに必要なプロセスとは以下のように思われる。

会議招集の発議⇒目的、議員定数と資格、任期、選挙区など明示⇒**国民投票**(議案を含めて制憲議会開催が必要か、またその手順など)⇒議員選挙⇒議会で議案の審議し、重要な事項の案(今回は憲法第187条で定められた国会の立法権を剥奪)をつくる⇒**国民投票**

#### 資料

##### 第3章 憲法制定議会

第347条(憲法制定議会の招集) **ベネズエラ国民は、憲法制定権力の本来的受託者である。この権力の行使において、国を改変し、新たな法秩序を創設し、及び新たな憲法を起草する目的で憲法制定議会を招集**することができる

第348条(**憲法制定議会招集の発議**) 憲法制定議会招集の**発議**は、閣僚会議における共和国大統領、国会議員の3分の2以上賛成を通じて国会、全ての市議会の3分の2の賛成投票を通じての市議会全体および選挙人名簿に記載された有権者の1割5分の者がこれを行う事が出来る。

第349条(新憲法尊重、公布) 共和国大統領は新たな憲法に反対してはならない。新たに任命された権限機関は、いかなる形式においても、憲法制定議会の決定をさまたげてはならない。

#### 資料

##### 第2章 憲法改正

第342条(**改正の目的、発議**) 前文略

憲法改正の発議は、国会議員の過半数の賛成投票による可決を通して国会が、閣僚会議において共和国大統領又は住民登録簿兼選挙人名簿に登録された有権者の1割5分を下回らない数の請求により行われる。

第343条(改正の発議と手続き) 略

第344条(**憲法改正についての国民投票**) 国会で可決された憲法改正案は、その日から30日以内に、これを国民投票に付す。以下略

\* 国会については憲法の第5編 国の権力あるように組織 第1章国の立法権では、第1節総則では、第186条(国会議員の選出)、第187条(国会の権限)―24項目、188条(国会議員の被選挙資格)、第192条(任期)、更には第2節国会の組織をはじめ、第224条まで事細かに規定されている。

#### 資料

##### チャベス大統領の場合

1998年12月 大統領に当選 得票率56.2%、ロメル39.9 棄権36.55

1999年 2月 就任

1999年 4月 制憲議会設置の是非を問う国民投票

\* ○87.75 ×7.26 棄権62.2

7月 議員選挙

\*チャベス派131議席中121 棄権53.7

12月 憲法承認の国民投票

\* ○71.78 ×28.22 棄権55.62

2007年12月2日 社会主義への移行、と権限の強化の憲法改正の国民投票。 **否決**

2009年2月15日 大統領再選制限の撤廃の憲法改正の国民投票。 **可決**

### (3) お手盛りの規定—都合の良い議席配分と投票権の不平等

本来は国会で審議して決めるべき選挙のルールや議員枠を恣意で強行した。つまり、民主的な選挙の大原則である投票権の平等を無視し、政府側が有利になるように恣意的な制度をつくりました。

#### ① 投票権に不平等—1票を投じる人と、特別に2票を投じることが出来る人をつくる

全ての有権者は地域で1票を投じることができる(小選挙区と比例代表併用制)。これとは別に、特別のセクター(企業家、学生、労働者などの分野など)に所属する人は、そこでも1票を投じることが出来る。

#### ② 社会セクター(分野など)別の選挙母体は、政府に都合が良い組織

特別のセクターは更に細分化されて政府側に有利になっている。下の資料の出典のアジア経済研究所坂口安紀氏はその実態を幾つか上げています。私は紙面の関係で特徴の良く分かる「コミュニケーション・地域住民委員会の代表」枠について掲載させていただきます。

・「コミュニケーション・地域住民委員会」は、チャベス大統領が社会主義国家設立のための組織として位置づけ、法律上は「社会主義組織」と位置付けられている組織です。ほぼ間違いなく、政府派に議席が確保されていると考えられています。

#### 資料

##### 制憲会議の選挙の議席配分 合計議席545

市(地域)単位での投票 361 \*小選挙区と比例代表併用制

先住民枠の投票 8

社会セクター別の投票 173 \*企業家5、野民・漁民8、障害者5、学生24  
労働者79、コミュニケーション・地域住民委員会24  
年金生活者28

\*出典 アジア経済研究所坂口安紀氏・「ベネズエラにおける制憲議会の成立と民主主義の脆弱化」(論稿)

### (4) 不正や数の改ざんの声も投票率の問題 選挙結果の正当性に内外の批判 略

## VI 考察の2—大統領選挙と暫定大統領宣言について

### 1. 2018年5月の大統領選挙の経過

#### (1) 大統領問題に前段—マドゥロ大統領罷免を求める“国民投票”を権力的に停止

■マドゥロ氏が第54代大統領に当選

2013年3月 5日 チャベス大統領死去

**4月14日 第54代大統領選挙。極めて僅差でマドゥロ氏当選。**

\*マドゥロ 50.7% カプリレス 49.1の僅差。

カプリレス氏や野党など認めず。16年に入り、野党連合MUOは、困窮する暮らしや非民主主義な国家運営を批判し、マドゥロ大統領罷免の国民投票を求めて運動をはじめた。

## 資料 大統領罷免に関する規則について

憲法 71 条（諮問的国民投票の要件） 略

72 条（選挙職の取り消し）すべての選挙職は、取り消す事が出来る。

2 選出された公務員の任期の半分を経過した場合は、当該区域で記載された有権者の 2 割を下らない数をもって、その罷免の国民投票の開催を請求できる。

3 項、4 項、5 項略

\*それに基づく手続きは 第一段階 有権者の 1% の署名  
第二段階 有権者の 20% の署名  
第三段階 国民投票

■第一次手続き完了したが、選管は次の手続きに入らず、中断声明

2016 年 4 月 14 日 1%（20 万人）の倍の 40 万人の署名を提出。

8 月 1 日 選管承認。当然に第二段階の手続きに入ることになるが・・・

9 月 1 日 国民投票と大統領罷免などを求めて 100 万人デモ

10 月 20 日 選管が大統領罷免要求国民投票の手続きを権力的に中断声明

・ 10 月 23 日 国会はマロロー大統領についての弾劾を決議

参考 チャベス大統領罷免要求の場合は、きちんと国民投票を実施

\*投票率 62% 罷免反対 58%

## (2) 制憲議会の命令で半年も前倒して大統領選挙の実施強行

大統領の任期は 19 年 1 月 9 日までであり、大統領選挙を **18 年末に予定**していた。

- ・ 18 年 1 月 23 日、**制憲議会は大統領選挙を 4 月末までに実施すると決定**。それを受けて選管は 4 月に大幅に前倒しするとした。
- ・ 野党側は与野党対話で決めるべき日程を一方向的に決定して事に反発。
- ・ 3 月 1 日、選管は 5 月 20 日に延期すると発表。
- ・ 野党 MUD などは、年の後半に実施するように要求したが、選管は野党の一部と合意したと強調。  
\*最大野党 MUD は政権側と大幅延期を交渉していたが、「(繰り上げについて) 選管との合意は何もない」と強く反発した。
- ・ **制憲議会の命令に基づき 5 月 20 日に決定**した。

## (3) 野党有力候補者の排除など

- ・ 有力野党の選挙権はく奪 \*レオポルト投獄、カプリーレス選挙権はく奪  
\*カプリーレス氏は前回の選挙で、マドゥロ氏と僅かに 1.6% の僅差だった。
- ・ 野党連合の統一候補を認めない。

## (4) 透明性

- ・ 国際監視団拒否・・・特に混乱がある国の場合は、常識である。
- ・ 不正の声

## (5) 投票率の問題—有力野党 MUD は選挙の正当性ないとボイコット

- ・ 野党連合・MUD など有力野党は、経過など選挙の正当性がないとボイコット
- ・ 投票率をあげるための仕掛け—『赤い地点』と名づけた検問所で政府の食糧配給などで使う「**愛国カード**」を出させてスキャナーで読み取る。(赤旗)  
\*投票に行かないと配給などが停止されるのを恐れたとの声も

・投票終了時間の2時間前には、投票数が400万票以下だったとの選管文書も（ロイター）

## (6) 選挙結果

投票率 46.01%

得票率 マドゥロ氏 67.7%

## 2. 暫定大統領について

### (1) グアイド国会議長が暫定大統領就任宣言

2019年1月23日、グアイド国会議長が暫定大統領に就任すると宣言しました。

### (2) 大統領選挙は正当性がなく無効で大統領不在。よって憲法238条でと

グアイド議長の暫定大統領就任を承認する勢力は、その主な理由を次のようにしています。

2019年1月9日、第54代マドゥロ大統領の任期が終了した。当然ながら1月10日から第55代大統領が就任することになる。しかし、18年8月の選挙は正当性がなく、マドゥロ氏は大統領の資格がないので、第55代大統領は不在である。従って憲法233条により国会議長のグアイド氏が暫定大統領になるとしています。

#### 資料

憲法第233条（絶対的不存在）

共和国大統領の絶対的不存在とは、次の状態である。死亡、辞任、最高裁判所の判決に寄り命じられた罷免、最高裁判所により任命され、国会の承認を受けた医師団が認定したその身体的または精神的な永続的障害、国会により職務放棄と宣言された状態。その任期についての国民投票での取り消し。

2項 **大統領の当選者がその就任前に絶対的不存在になった場合は**、その日から引き続き30日以内に新たな普通、直接かつ秘密選挙の手続きがとられる。**新たな大統領が選出され就任するまでの間、国会議長が、共和党大統領の職務を担当する。**

#### 参考

駐日ベネズエラ大使は、グアイド氏の暫定大統領の宣言について次のように説明（要旨）しています。

大統領の絶対的不存在とは「死亡、辞任、最高裁判所の判決に寄り命じられた罷免、身体的または精神的な障害で職務放棄、国民投票での取り消し」であると明記されている。マドゥロ大統領はこのどの項目にも該当しないから、グアイド議長の暫定大統領宣言は法的権限がない。

私はこの憲法233を素直に読めば、**現に就任している大統領を不在と認定する場合**に適用されるものであると思います。反マドゥロ派はその解釈の上に立ち、問題になっているのは19年1月10日から就任する第55代大統領を選ぶ18年5月の大統領選挙は無効であり、憲法第233条の第1項を適用しなくても1月10日になると大統領がいなく状態になるのでこの条文を適用するまでもなく、絶対的不存在だということです。

つまり、そもそも大統領選挙が正当性に欠けており無効なので大統領は存在してない。**存在しない大統領**に第1項の適用はしようがないとの主張と思われます。

また、グアイド議長は、憲法第333条（憲法の効力）と第350条（国民の憲法擁護精神）に基づき暫定大統領を宣言したので就任の要件満たさないと主張する意見もあります。

### 3. 大統領選挙の仕切り直しを！

私は18年8月の大統領選挙は経過からして、マドゥロ氏は、正常な状態で正当に国民の意思で大統領に選任されたと見られないとの立場です。

次に形式的にだけ見れば、18年5月の大統領選挙が無効であれば、第54代のマドゥロ大統領の任期が切れた後、2019年1月10日以降は、大統領は不在になります。暫定大統領就任へのそれなりの理由にすることもあり得るかと思えます。

しかし、それをもって国会議長のグアイド氏が暫定大統領と認定するには、現状では国民多数の合意は得られないと思えます。そもそも、ベネズエラの危機の原因は国民の合意を得られないまま、強権的に政権をつくり維持して来たことにあります。“**合意なき為政**”の結果です。私は、経過や国民の状態からしてグアイド氏の暫定大統領宣言は広い国民の合意を得られないと思えます。また、それでベネズエラの危機的な状態が解消するとは思わないし、大国を巻き込んで益々混乱は大きくなり危機が深刻化する可能性もあると思えます。

大多数の国民の了承のもとで民主的で透明な選挙で国民の合意を得ない限り、危機を乗り切る政権は出来ないと考えます。私は仕切り直しが必要と思えます。

国際社会の支援で国民に食事と医療、日用品を提供しつつ、民主的な話し合いで国民と双方で合意を得て、民主的で透明性のある大統領選挙が必要です。ですから私自身はマドゥロ氏もグアイド氏も「大統領」とかっこ（「」）つきで呼ぶか、マドゥロ氏、グアイド国会議長と呼んでいます。

また、全ての国家機能を清算するのではなく、合法的に選出されて国会の機能を回復し、その後に憲法に則り総選挙をする事も民意を結集した政治体制を作る上で必要だと思えます。

## Ⅶ 考察の3 一人権問題と内政干渉について

### 1. 地球より重い命、そして平和のために人権保障の確立を

第二次大戦頃までは、植民地が容認され、人権問題は国内問題として他国が口出しできない状態でした。第二次大戦の中で、人権そのものの重要性と全ての人にそれが保障されるものであるとの認識が広がるようになりました。また、人権の大切さの認識や保障が各国バラバラなことが、内戦や国際紛争の原因になったことも反省されるようになりました。

そして人権問題は国際問題であり、また、国際平和のために大切なものだと考えられるようになりはじめました。そして人権を国際的に保障していくことが必要だと考えられるようになりました。1941年 アメリカのルーズベルト大統領は、国際平和の4つの基本原則を打ち出しました。

\* 言論の自由、信仰の自由、欠乏からの自由、恐怖からの自由

そして、第二次大戦後、人権問題と民族自決権が大きな国際的な課題になりました。その経過の一部を記述します。

- ① 国連憲章第1条3項で、「**人権の尊重**」を**国連の目的の一つ**としての国際協力をうたいました。そして加盟諸国は、この憲章に従い行動することを義務付けました。
- ② 1948年には国連は『世界人権宣言』を決議しました。この中では国連憲章の掲げる人権の内容を具体的に定めて、各国共通の達成すべき基準としました。始めて**人権を国際的な保障**をうたいました。

- ③ 1955年バンドン会議で民族自決権や基本的人権が共に強調されました。
- ・バンドン宣言 G 項の前文
 

「アジア・アフリカが緊急に必要としていることは、社会進歩であり、より大きな自由のもとで生活水準の向上だからである」
  - ・バンドン宣言 G 項のバンドン10原則
    - 第一項 「基本的人権と主権、領土保全の尊重」
    - 第四項 「他国への内政への介入、干渉をさしひかえること」
    - 第七項 「いかなる国の領土保全、あるいは政治的独立に対しても、侵略行為、脅迫、あるいは力の行使をしないこと」

＊岡倉古志郎著「非同盟研究序説」より
- ④ 1960年 「植民地独立付与宣言」が国連で採択されました。
- ⑤ 1993年 世界人権会議で「ウイーン宣言及び行動計画」を採択。  
「各国の歴史的、文化的背景は考慮する必要性は認めるが、人権の普遍性に疑いの余地はない」と宣言
- ⑥ 1994年 「人権高等弁務官」を設置。事務所の任務  
目的—国連加盟国が条約事務を遵守しているか監視をしたり、人権保護を必要としている人を支援する活動、当該国政府や国連機関、市民社会と協力しながら、立法改革、人権教育などなどを行う。
- ⑦ 1966年 国連第21回総会で「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(社会権規約)と「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(自由権規約)が採択される。『世界人権宣言』の人権を更に詳細に記述して拘束力を持つ条約にした。
- ⑧ 2006年 「人権理事会」の設置  
目的—人権侵害を行った国に対して人権状況の改善は強制できないが、定期的な審査や勧告などで圧力をかけることで人権状況の改善を前進させる。

## 2. 人権と内政干渉について

### (1) 歴史と共に変わる理念

経過で分かるように、人権そのものと同時に人権と内政干渉との関係も、第二次大戦前、第二次大戦中、第二次大戦後、冷戦時代、冷戦後と時代と共に変化していると思います。人権保護の大切さの国際的な認識の高まりと保護のための条約や機関の発展・充実、更には経済などグローバル化による国々の相互依存の高まりと緊密化等の中で、“内政”自体の解釈にも変化が起きています。この経過や現状認識を踏まえ、内政干渉については、その内容や定義、具体的な場面での適用問題などかなり詳細な考察が必要かと思います。

私達が大切にしているバンドン会議のG項でも、基本的人権を緊急課題とし、基本的人権と国民主権を少なくとも内政干渉と同列に重視しています。また、「干渉」とは何かは後で述べますが、バンドン10原則に第4項と第7項を見ると、それなりの含みと幅が読み取れます。

- ・第4項 「他国への内政への介入、干渉をさしひかえること」
- ・第7項 「いかなる国の領土保全、あるいは政治的独立に対しても、侵略行為、脅迫、あるいは力の行使をしないこと」

＊民族自決権も、植民地状態にある民族又は外国の支配・抑圧と言った従属状態にある民族が、独立国との統

合若しくは自由連合又は独立を、自らの意思で決定できる権利として確立しました。しかし、植民地が解放され、更に冷戦後には、民族の分離権も人道的干渉も、抑圧されている少数民族を解放するために正当化されるようになっていきます。その事が、中国のウイグル族問題など新たな論争になっています。

## (2) 国際的に“内政干渉”とは

国語的な理解でなく国際的な見地では、“干渉”とは、「他国の『国内管轄事項』に対して、武力または他の強制的手段を使い命令的に介入すること」「他の国家に強制的に一定の状態の維持、あるいは変更させること」など、**武力や強制をともなう**ことがメルクマールになると解されています。

他国が国内統治に関して批判あるいは抗議をしても、強制的要素を含まない限りは干渉とは言わず、勧告も同様であり、勿論、精神的支援は問題ないと私は理解しています。また、国際法違反行為に対してなされる制裁や抗議、自衛権に基づく行為も行為違法性はないと解されているようです。

国連人権高等弁務官事務所元人権担当者白石理氏は、「特定の国の人権問題は、その国の内政問題であっても、国際社会の関心事であり国際連合がこれに関わることをさまたげられない」としています。その根拠は、1993年の世界人権会議で採択されたウィーン宣言と行動計画で「すべての人権の伸長及び保護は国際社会の正当な関心事項である」と確認されていることをあげ、人権侵害の情報が根拠ある確かなものである限り、他国の人権に懸念を表明したり、批判することは内政干渉とは考えられないとしています。

## (3) 人権問題も内政不干渉も、具体的場面での検討が必要

これまで国際的に論議になった人権問題では、大きくはホローコスト、アパルトヘイト、アラブの春、アフリカの幾つかの民族紛争や紛争（権力争い）、ミャンマーのロヒンギア問題、中国の新疆ウイグル自治区問題、カンボジアの野党排除問題、北朝鮮の抑圧問題など多様です。明確に国際的に看過できない人権問題であると誰もが認めているものや、内政問題だとして当事国から反論があり論争になっているものもあります。各国の対応も武力行使（戦争）から批判、見解表明など様々です。

「人権・人道問題と内政干渉」の関係の捉え方や扱いは、歴史の発展と共に変化しています。同時に、その状況による事は勿論ですが、同じ問題でも人や国によってとらえ方や対応は様々です。

その中でも日本 AALA は南米のアパルトヘイト政策撤廃で闘う当時の野党 ANC の支援、独裁政治や強権政治に対して民衆が立ち上がった「アラブの春」の際は、私達は政府批判と民衆や反政府勢力支援の声を上げました。欧米諸国もエジプトやチェニジアの政権に対して、人権問題を始め強権政治の政策の変更や政権の委譲を外交的に働きかけました。

また、アメリカのトランプ大統領の人種差別や移民・難民問題などの言動や政策に対しても、私達は批判の声を上げています。これらは政権党からすれば「他国の制度・法律・政府などを変更」しようとする内政干渉に映るかも知れません。「人権問題」も「内政干渉」もそれ自体が不磨の大典のように扱われたり、逆に自己の都合のための口実に使われることには反対です。

### 選挙のやり直しはシリアの二の舞を避ける道

私はベネズエラの危機を解消し、国民の生存権と民主主義を守るためには選挙を行うことだと主張しています。この主張は大きな流れになっていることは上述しました。これに対して「選挙における野党候補の制限や国会権限の剥奪などを理由に、選挙は無効としたり、外部からの政権の退陣を求める」ことは、“内政干渉”であるとの意見もあります。

私も正当な法規と手続きよる被選挙権の制限は国内問題だと思います。民主的に正常に行った選挙を無効とせ

よと要求することなどは論外です。しかし、「野党候補の制限や国会権限の剥奪」がどのようなものだったのか、その異常さもさることながら、選挙に至る経過なども無視して一般論だけで済ませることはできません。

また、ベネズエラ国民の状況は、内政干渉の一言ですませて放置しておける状況なのか、その状況を解消できる他に良い方法があるのかも問われていると思います。このまま推移すれば、国民の窮状と命の危険は益々深刻化し、更にはそれこそ内乱、内戦、代理戦争になりかねません。

「内政干渉をするとシリアのようになる」との意見があります。それは実態を正しく見ない後先が逆になった意見だと思います。シリアは、まずアラブの春に勇気づけられた国民が、強権政治に対して声を上げデモなど抗議活動を展開しました。それに対して政権側が弾圧を加えたことが最大の原因です。その後はご存知のように弾圧と抗議活動のエスカレートで国内が混乱した状態の中、それぞれの大国や諸国、その一部勢力やISなどが様々な思惑の為に国民を犠牲にして入り乱れての戦争になったのです。私は武力的にシリアの介入した外部勢力を強く非難する共に、シリア政府に対して人権を守れ、強権や弾圧を止めよとの国際世論と働きかけが強く求められていたと思います。

## **VIII** 26氏の呼びかけ文について

### 1. 26人の「呼びかけ文」の主旨について

今、ベネズエラ問題で重要なことは、国民の置かれている危機的状況からの脱却をめざし、ベネズエラ国民が主体的に平和的、民主的に危機の原因を取り去り解決することだと思っています。そして、それを国際的に支援する事だと思っています。二人の「大統領」の正当性をめぐる争いの問題で済ますわけにはないと思います。

さて、「呼びかけ文」の最後の4つの呼びかけの一部には賛同できる文言がありますが、その趣旨は前書きから理解することになります。その前書きの趣旨を私は次のように理解しました。

- ① 日本国内外のマスコミ全体をひとまとめにして、ベネズエラの現実を見ずに「独裁に対する市民」と描いていると批判し、事実に基づかない報道をしていることを改善するように要請しているように読めます。
- ② ベネズエラの国内分裂と経済危機は米国の経済封鎖や制裁であり、「人道支援」は政権転覆を狙う軍事介入の口実だとし批判しています。米国の行動や示唆するものには危機感があり反対しています。しかし、そこに力点が置かれていて、全体としてはマドゥロ政権擁護ないしその言動の弁明に読めます。
- ③ 4項目はその前書きの趣旨を踏まえて読みますと、例えば「独立国の主権」尊重の理念について申せば、この理念は一般論で言えば重要で崇高な国際規範です。しかし、具体的にベネズエラ問題を論じている中で使われる時、まず、独立国を構成している「主権者」であるベネズエラ国民はどのような状態に置かれているのかを見る必要があります。

ベネズエラの国民は主権を制限ないし奪われ、塗炭の苦しみの状態にあります。その状況の是正を一緒に提案する必要があります。そうでないと「独立国の主権」の尊重と言う崇高な理念が、主権者たる国民への抑圧や弾圧に対する国内外の厳しい目からの隠れ蓑（口実）に使われ、政権維持の方便に使われかねません。アメリカが介入の口実に「人道支援」を言うように、現政権の悪政の擁護に「内政干渉」や「国の主権」が使われかねないと思われま

そのような見地から、項目ごとに見解を申し上げます。

## 2. 「呼びかけ文」の内容についての見解

\*逐条的に 黒字は「呼びかけ文」の趣旨。赤字は私の解釈や見解です。

- ・見かけ上ベネズエラには二重権力が存在しているように報道している。
  - 事実上、二人の「大統領」が存在し正当性を争っていると思います。
- ・国内分裂は、干渉によってつくられたものである
  - ベネズエラ国民は本当に外部からの干渉だけで、又、それが主な原因であるような状態になりあのような行動しているのでしょうか。
  - くらしや命の危機や民主主義に対する国民の自主的な批判などは、関係ないのでしょうか。
- ・そのつくられた分裂を口実に国家転覆の目論見
- ・米国の「人道支援」は軍事介入の露払い。
- ・「民主化」「人道支援」の名で主権侵害
- ・これが社会的亀裂を助長
- ・これは国際法違反、国連憲章を背馳
  - アメリカの危険性は、私も随所で述べています。ただ、それが「政権」の擁護や維持の方便に使われないように注意する必要があると思います。
- ・「支援」はベネズエラの自立を成す方向で
- ・今の状況はチリのクーデターを思わせる
  - チリの軍部によるクーデターは、国民の支持を受けている民主的な政権を転覆させたものです。チリのアジュンデ政権は国民に背を向けていた政権ではありません。軍部を使い政権を倒すと言う事では形は同じで許せませんが、アジュンデ政権とベネズエラの「政権」を同列にみられないように丁寧に説明をして欲しいと思います。
- ・チャベスの功績と「親米」派との葛藤
- ・社会経済的困難の深刻化
- ・その原因は石油価格の低下と、英米の経済封鎖、既得権益層の妨害活動
  - 私は3つと思います。
    - ① 90年までの政権による負の遺産・・・ただ、かつては「豊かな国」とよばれていたとの論評もありますが、私は自分の目で見たスラム街などはチャベス大統領の就任以前からのものと理解しています。
    - ② チャベス政権の末期からの政権の失政
    - ③ 外国の経済制裁そのうち、②が大きいと思います。
- ・マドゥロ政権は対策に苦慮。政府批判や反政府暴力の激化を抑えるために、時に「強権的」手法に訴えざるを得ない。
  - 政府批判への強権的手法を容認するかのようにとれるのが残念です。下手をすると皆さんへの攻撃の口実にされかねません。
    - \* 国連人権高等弁務官事務所も政府の「強権的」な手法を批判しています。軍隊をだしていることや多数の死傷者をだしていることをです。
- ・米国は制裁を強化し、過激野党勢力に肩入れ、「支援」を口実に介入
  - 米国の覇権主義については私も断固反対ですし批判をしています。しかし、過激野党とは誰

をさしているのか分かりかねませんが、ベネズエラで街頭に出ている人々の多くは、「過激野党」とは呼べないと思います。

- ・米国は「反米」政権の存在を許さない南米モンロー主義以来の意思
- ・ベネズエラに国内の対立の根底は、ベネズエラとアメリカの対立
- ・チャベス主義と米国の経済支配との対立
- ・「独裁に対する市民」の構図で国際世論誘導

■どこの国にも政府支持、反政府、中立などマスコミには傾向があります。一部には「独裁に対する市民」ととれるように意図的に描いているものもあるかと推測します。しかし、世界のマスコミを十把ひとからげでこのレッテルを貼るのは乱暴だと思います。マスコミに限らず、批判は具体的にすることが必要でないかと思います。

- ・トランプ流フェイクニュースだ
- ・国際社会、特にメディアはこの図式に乗らず、歴史的事情を踏まえて評価すべし

■映像やニュースを押しなべてフェイクニュースと決めつけることはどうかと思います。多くのマスコミの方々は、厳しい条件の中、懸命に取材をしていると思います。多くの映像や現地にお住まいの方の SNS などを見る限り、マスコミが述べている「食べる事、まともな医療、安全と自由」などの現状は偽りのニュースとは思えません。私は2018年半ばごろからベネズエラに関する TV 報道の多くを録画していますが、困難な中、現地に入り政府側、反政府側双方の映像とコメントなどを伝えているようです。

少なくともトランプ大統領の異常なフェイクぶりと重ねない方が良いでしょう。

- ・最期の4項目の呼びかけについての私のコメント

▼「ベネズエラの事態を注視」することに異存はありません。ただ、特に重視して注視する視点は国民の暮らし、医療、民主主義の実態、人権の問題だと思います。

\*後段については一般的な規範を記述しても当然のことだと思います。しかし、米国の介入批判と共にロシアの介入（軍事基地建設、軍事訓練）批判もすべきでないでしょうか。

また、最近少しほうどうされるようになりましたが、中国の関与と意図についても分析が必要でしょう。

▼主旨は異存がないです。ただ、国内分断の克服には具体的に何が必要か具体的に提起をされることが必要だと思います。私自身は、国民の食糧や医療への国際的な人道支援を行いつつ、民主的で透明性のある大統領選挙、国会の機能回復だと思います。軍事介入や強権からは展望は生まれないと思います。

▼アメリカに限らず、国民の命と暮らしを困難にする経済封鎖や制裁解除には賛成です。しかし、ベネズエラの困難と分断の原因はアメリカの制裁に一面化できないと思います。ベネズエラの政権の失政や運営の姿勢にこそ、最大に危機の原因があることを認めて、上述のような措置を行わないと解決は出来ないと思います。

▼マスコミに対する対応ですが、マスコミの一部にはためにした報道をする事は否定しません。しかし、世界の多くのマスコミは、それなりに努力をし、出来るだけ現地に出向き多様な報道をしていると思います。その中心はハイパーインフレ、食糧や医療の欠乏、国外脱出などです。「二重権力」状況についての報道も二人の「大統領」の動きや双方の支援者の動きも報道していると思います。不当な報道だと思う場合は、具体的に指摘をした方が良いでしょう。

「呼びかけ文」についてのまとめ・・・ベネズエラの国内分裂と経済困難の原因をアメリカの経済封鎖と政府転覆策動に一面化出来ないことを再度強調したいと思います。勿論、アメリカの軍事介入には断固として反対しますが、政権の経済政策の失政や国民への弾圧等に対しても厳しく対応する必要があると思います。これを指摘し克服しないと国民の願いに応えた真のベネズエラの危機の解決にならないと思います。

最期に老婆心ながら、政府の「強権的」手法を容認していと取られるような表現には気を付ける必要があると思います。またマスコミを一把ひとからげにフェイクニュースのように批判する事は問題があると思うと同時に、マスコミを追いやる事になる危険性もあると思います。

私の知人に大新聞の論説委員をされ退任後は憲法擁護で頑張っている方がいます。その方は、新聞社にいろいろと意見が寄せられることは歓迎し、批判については真摯に受け止めますが、自分が書いた（良い）記事が激励されるとマスコミ魂が奮い立つと言われたことが印象に残りました。

## IX 日本共産党の「主張」と志位委員長声明について

志位委員長の2月21日の声明は、現状を踏まえベネズエラ国民の立場に立ち、国際秩序の方策を踏まえたものであると理解しています。また、添付資料も「国連人権高等弁務官事務所」関係のもので、普遍的かつ信頼に値するものと思います。その組み立ては、

- ① 国民多数の支持を得ながら改革プランを肯定的に見て来た。
- ② 政権の失政と変質の下で状況が変化し、市民の政治的自由と生存権に関わる人権問題が深刻化した。
- ③ 国際秩序では、人権問題は国際問題の性格と持つ。
- ④ 17年5月に「国民の抗議行動に対する抑圧的措置を止め、民主的秩序回復を」の申し入れをベネズエラ政府に行った。
- ⑤ 現在、ベネズエラは緊迫した情勢にある。抗議運動の高まりとそれに対する抑圧と弾圧がある。
- ⑥ 弾圧を直ちにやめ、人道支援物資も受け入れよ。
- ⑦ 現在の危機の原因は、制憲議会をつくり野党が多数の国会の権限を無効化し、批判勢力を暴力的に抑圧弾圧し、2018年の大統領選挙で野党有力候補を排除して権力維持を図っていることにある。
- ⑧ マドゥロ政権を正統な政権とはみなせない。
- ⑨ 根本的な解決には大統領選挙のやり直しなど民主主義の回復が不可欠。
- ⑩ 外部からの干渉・介入は許されない。人民の自決権を擁護、尊重すること。暴力でなく平和的に解決すること。
- ⑪ どの国によるものでも、外部からの干渉・介入に厳しく反対。
- ⑫ 特に軍事介入は深刻な犠牲と事態悪化をもたらすので絶対あってはならない。
- ⑬ トランプ政権の軍事介入などは、どこの国にも与えられていない。
- ⑭ 抗議行動を敵視し、マドゥロー政権への「連帯」を世界に運動に押し付ける動きを厳しく反対する。
- ⑮ ベネズエラの危機はベネズエラの人民の手で解決されるべき

私が読む限り、まずベネズエラの過去からの実態を分析し、その上で生存権や民主主義など人権に関わる観点から日本共産党の考えと対応を示しています。そして、危機の原因を明らかにして、きちんと解決の方法を提起しています。その上で、アメリカにもマドゥロ氏に対しても、してはならないことを厳しく要求し、最後に国民主権を強く押し出しています。

私の理解と認識、思いと重なると思います。（以上）